

鹿児島市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の推進に当たり、学識経験者等の意見を反映させるため、鹿児島市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の進行状況の確認及び推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに、当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 次に掲げる者で公募に応じたもの 6人以内
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 社会福祉事業経営団体の代表者 4人以内
- (4) 社会福祉活動を行う団体の代表者 12人以内
- (5) 行政の代表者 4人以内

(委員長等)

第4条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理し、推進委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、健康福祉局福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月15日から施行する。
(鹿児島市地域福祉計画市民委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 鹿児島市地域福祉計画市民委員会設置要綱（平成14年7月2日制定）
- (2) 鹿児島市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成14年7月12日制定）
- (3) 鹿児島市地域福祉計画地区福祉計画策定委員会設置要綱（平成14年7月12日制定）

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。